◎新潟県告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成24年5月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 一村尾大崎線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市一村尾 1651 番 1 から	新	7.4~7.8メートル	14.6メートル
同市一村尾1622番9まで	旧	7.5~14.1メートル	19.8メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更